

28 国際第 1309 号

関税割当公表第 80 号

平成 29 年度 上期 の 雑 豆 の 関 税 割 当 て に つ い て

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いているかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「雑豆」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成29年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成29年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

(1) 一般枠

ア 小 豆

イ えんどう及びそら豆

ウ いんげん豆及びその他の豆

(小豆、えんどう及びそら豆を除く。)

(2) 沖縄枠

雑 豆

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成29年 9 月 30 日

第2 関税割当申請書受付の担当課

- 1 一般枠 農林水産省大臣官房国際部国際経済課
- 2 沖縄枠 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(2)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成29年4月3日(月)から同年4月11日(火)まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
ただし、4月11日(火)の午後の受付けは、1時30分から2時まで

第5 関税割当申請者の資格

雑豆の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、当該物品について自ら輸入(「自ら輸入」とは、<注>に定義するものをいう。以下同じ。)をしようとする者で、次のいずれかに該当する者

1 一般枠

- (1) 平成28年度下期の雑豆の関税割当てについて(平成28年10月3日付け28国際第677号関税割当公表第88号の2)に基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有し、かつ、雑豆を自ら輸入することが確実であると認められる者であって、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)が適当と認める者
- (2) (1)以外の者については、次のすべての条件を満たす者であって、政策統括官が適当と認める者
 - ア 平成27年及び28年にそれぞれ1,000万円以上の輸入通関実績(関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。)を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

イ 平成27年及び28年にそれぞれ1,000トン以上の雑豆の国内販売実績を有する者

ウ 雑豆を自ら輸入することが確実にであると認められる者

2 沖縄枠

(1) 平成28年度下期の雑豆の関税割当てについてに基づく関税割当てにより雑豆の輸入通関実績を有する者であって、雑豆を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが確実にであると認められる者

(2) (1)以外の者であって、平成27年及び28年にそれぞれ100万円以上の輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有し、かつ、雑豆を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げすること。）すること及び沖縄県内において消費するために販売することが確実にであると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1の(2)及び第5の2の(2)に該当する者は、輸入通関実績集計表1部（別記様式1）及び雑豆の販売実績・計画書1部（別記様式2）

ただし、資本の額が1,000万円以上の法人（第5の2の(2)に該当する者を除く。）は、輸入通関実績集計表の添付を省略することができる。

2 雑豆を自ら輸入することが確実にであることを証する書類1部（別記様式3）

ただし、第5の1の(1)及び第5の2の(1)に該当する者は、平成28年度下期までの関税割当申請書に添付した、雑豆を自ら輸入することが確実にであることを証する書類の記載に変更がない場合は添付を省略することができる。

第7 割当基準

1 一般枠

(1) 第5の1の(1)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の当該種類の豆の割当数量（別途公表）から第7の1

の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績等を勘案して定めるものとする。

(2) 第5の1の(2)に該当する者に対する割当数量は、600トンの範囲内で1申請者当たり200トンを限度として、第1の2の当該種類の豆の割当数量(別途公表)の比率をもって、申請数量を割り当てるものとする。

ただし、申請数量の合計が600トンを超えた場合は、第4の1の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てるものとする。

2 沖縄枠

(1) 第5の2の(1)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の割当数量(別途公表)から第7の2の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績等を勘案して定めるものとする。

(2) 第5の2の(2)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、輸入通関実績(関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。)、雑豆の販売実績・計画等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

1 関税割当証明書の発給は、申請者が雑豆の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引き上げを行った場合並びに第10の4に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第9 報告等

1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関実績報告書及び輸入・販売等実績報告書1部(別記様式4)を、一般枠にあつては政策統括官に、沖縄枠にあつては内閣府沖縄総合事務局長

(以下「沖縄総合事務局長」という。)に提出するものとする。

- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。
- 3 また、国内販売の事実を証する書類（販売契約書、領収書、納品書等）を3年間保管することとする。

第10 その他

- 1 関税割当て申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

ただし、第5の2に基づく関税割当て申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当て申請書等の記載方法等については、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

- 3 関税割当て証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

（省令第3条第2項）

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当て証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）

- 5 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。

- 6 沖縄総合事務局長は、第5の2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農林水産省大臣官房国際部長に提出することができる。

- 7 雑豆に係る、関税割当て制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の2の割当て数量（別途公表）との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成29年6月30日までに返納された関税割当て証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

<注> 「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。

ただし、次の1及び2の場合については自ら輸入とみなす。

- 1 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められるものに限る。）に委託して行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、政策統括官に事前に報告のあったもの。
- 2 実需者からの要請により、本公表に基づき割当てを受けた者が共同で行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、政策統括官に事前に報告のあったもの。

これらの報告は、1の場合にあっては「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書（別記様式5）に、2の場合にあっては「割当てを受けた者が共同で行う輸入」確認報告書（別記様式6）により輸入申告までに行うものとする。